

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先
機関（総理府南方連絡事務所） 1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43395

業務

了るる長



了るる五課長

南方地域関係懸案処理の目的の「審議会」の設置に関する件

一設置の目的及び必要性

奄美大島、沖縄及び小笠原（以下「南方地域」という。）に関する
 各種懸案事項、例之は、恩給の支払、戦傷病者及び戦没者
 遺族の援護、預貯金の支払、留學生及び研究教員の受入等
 ほか外交交渉又は南方連絡事務所が行う現地米管理当局と
 の連絡と当該事項に対し権限を有せしむる関係行政機関の

外務省

28.1.20.

行う国内取措置との相俟を解決せしむるものあり、且つ
 国内的措置に関しては多くの場合関係行政機関の緊密
 な連絡と調整との必要である。

懸案事項に関する調査、連絡、あつ旋及び関係行政機関
 の事務の総合調整並びに推進は南方連絡事務局の当そ
 りたるが、南方連絡事務局自体の性格から関係行政機関の国
 内的措置及びそれには必要を調整を強かに推進せざるは現状

外務省

にある。よそ右の欠かんと補ふんと南方地域関係の懸案
事項の内消且つ迅速な解決を促進する目的の正の上別に
「審議会」を設置する事は急務と思ふ。思ふ。
二 所掌事務及び権限

「審議会」は、南方地域懸案事項解決の正の主要国内
的措置及び右に関連する民間の陳情に關し調査審議し
の結果を

報出するものとす
内閣總理大臣に建議し、又は内閣總理大臣の承認

維持し、関係行政機関と村、町、市、支庁との連絡

をこの適当であり、小笠原住民の帰島、奄美大島の返還并

直接外交交渉に關する問題については審議し、そのとす。こ

の必要である。従つて、審議会に關する外務省は南方地域

関係問題に關し総合的政策の見地から他の行政機関に対し

意見と述べ指導する立場にある。

三 組織

本件は
之口目下
研究中

秘

才二課長
ナ

才五課長
シ

南方連絡事務局より緊急連絡の件

南方班長
ナ

1993.1.19
第一課

1月17日
才五課

本日十二時南方連絡事務局 吉田才二課長 末課左記
二件上つて緊急連絡あり 外務省の意向を伺いし由

記

一南方連絡審議會設置の件

總理府に南方連絡審議會(總理府設置法改正案

外務省

「審議會」は、その性格上、内閣官房長官と会長とし、内閣
官房副長官一人、関係各府の事務次官と委員として組織可
審議會の意義目的が豊平処理促進のための関係行政機関の連絡調整とあり、
ることにし、審議會の内容が間接的以外、外交交渉に関連する関
係上特に民間委員を設けず、必要に応じて民間の意見を聴
取できる途を開設する方が適当と考えらる。

外務省

並に南方連絡審議会令第別添参照)を設置し、
が外務省の意見と伺ふ。

本件は鹿児島県知事及び議会議長の発案によるもので、官
房長官、総理も了承済みであり、官房長官と通じ外務
大臣、次官にも一応話してある由。

三、南西諸島所在の元官公署職員に対する給與、恩給等の支
払に關する件

外務省

南西諸島に在住する者で同地域所在の元官公署職員である
り引續き同地域上及び琉球諸島民政府又はその機関の
職員となつてゐる者は日本政府職員としての身分を保有せし
め、その退職の日に昭和二十一年二月二十八日における俸給を基準とし
て退職金並に恩給等を支払う法律案を作成中であるか
本件、米管理機関の職員に日本政府職員としての身分を保
有せしめることに關し、その米側に連絡しその了解を取り付け

外務省

白紙ありや否や外務省の意見と伺ひたい。

外務省

南方連絡審議会令(案)

(附掌事務)

第一条 南方連絡審議会(以下「審議会」という。)は、

南方地域に関する各般の事項につき調査すると共

に同地域に対する総合的施策に就いて審議する。

第二条 審議会は前項に規定する附掌事項に関し、内閣

総理大臣に建議し、及び内閣総理大臣の諮問に答申する。

総 理 府

(組織)

第三条 審議会は、会長一人及び委員二十人以内をもつて組織する。

第二条 審議会に幹事五人以内をおく。

第三条 委員及び幹事は非常勤とする。

(会長)

第四条 委員のうちから内閣総理大臣が指名した者は、会長として、会務を総理する。

極秘

南方連絡審議会設置に関する措置（案）

総理府設置法第十九条の表中

特殊上りよう地帯
対策審議会

特殊上りよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

特殊上りよう地帯
対策審議会

特殊上りよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

南方連絡審議会

南方地域に關する各般の事項につき調査すると共に同地域に対する総合的施策につき審議する。

総理府

改める。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

六四條 委員は内閣官房長官内閣官房副長官一人、関係各省の事務次官及び六一條に規定する重要事項に關し學識経験のある者^中のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。
委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

總 理 府

(幹事)

六五條 幹事は関係各行政機關の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。

2 幹事は、審議会の幹事事務につき委員を補佐する。

(庶務)

六六條 審議会の庶務は、総理府南方連絡事務局にかつて処理する。

(雑則)

六七條 この政令に定めるものの外、議事の手續、その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に中せはかつて定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

総
理
府

○奄美大島の返還

米側の軍事施設のみるべきものは建設中止であらう、米側についてその軍事目的遂行上として重要な地位を占めたい旨とい見方と水^々北緯三十九度以南のもと鹿児島県大島郡全域の行政立法及び司法上の全権限を中^々方へ返還することを要する。

参考資料 (1) 占領当所の経緯

(2) 米側軍事施設の現状

(3) 一般的状況

(4) 奄美大島の返還に関する世論

○(奄美大島及び)沖縄における教育行政の返還

(別紙による)

○(奄美大島及び)沖縄における通貨(日円)と日本円との直結又は

日本円の同地域における流通

本土との間の貿易、送金の制限を全面的に下す。

日米と日本内地との直結を計る。又は日本内地が流通するようになる。

(本件に關しては別途経済問題として研究を要する。)

○(奄美大島及び)沖縄への渡航手續の簡易化抑々渡航制限の

全面撤廃。

○日本国民以外の者の渡航又は永住目的の渡航以外は現地米

側の入域許可を不要とし、單に南方連絡事務局にかき送給す

る身分証明書により渡航が出来るようにする。

○(奄美大島及び)沖縄における戸籍法、身分法等の本土との同化

戸籍法、身分法等の法制度と中の方と同一にし、戸籍の移転等の

容易に出来るようにする。

○渡業基地としての小笠原諸島の利用

帰島実現までの措置として旧小笠原住民の渡業の目的小笠原

諸島を基地として利用することを認めるように要請する。

秘

北緯二十九度以南の南西諸島所在の元官公署所屬

職員の給与、恩給等の支給に関する特例（案）

才一条 北緯二十九度以南の南西諸島（以下「南西諸島」という。）に
あつた官公署に所屬していた職員（以下「南西諸島官公署所屬職員」と
いう。）であつて、昭和二十一年一月二十八日以前において受ける
べき俸給給与の支給を受けていなかった者には、昭和二十年二月二十
八日における俸給給与（本俸のほか勤続手当、扶養手当、物価手当及
び臨時手当を含む。）月額により昭和二十一年一月二十八日までの未
払俸給給与を支給する。

才二条 昭和二十一年一月二十八日において南西諸島官公署所屬職員で
あつた者（同日以前に疎開学童教育担当のため沖縄県より本土の府県
に出自を命ぜられ、同日以後沖縄県に出自を命ぜられた者を含む。）
で引続き南西諸島において勤務する琉球諸島民政府又はその機關の職
員（以下「琉球諸島政府職員」という。）となつた者（以下「琉球諸
島政府職員となつた者」という。）が昭和二十一年一月二十九日以降
死亡し又は引続き琉球諸島政府職員でなくなつた場合は、それぞれそ

の死亡し又は琉球諸島政府職員でなくなつた日まで南西諸島官公署所
屬職員として勤続したものとみなし、これに本法の規定に基き国家公
務員等に対する退職手当の支給に関する法令を適用されていたものと
する場合は恩給法（大正十二年法律才四十八号）及びこれに基き命
令を適用する場合のその者の在職年の計算においては、それぞれその
日までの期間を推算する。

2 昭和二十一年一月二十九日以降引続き琉球諸島政府職員であつた者
が、琉球諸島政府職員でなくなつた後三ヶ月以内において公務員とな
つた場合には、引続き公務員として勤続していたものとみなす。

才三条 昭和二十一年一月二十八日以前において、南西諸島官公署所屬職員で
あつた者で、昭和二十一年一月二十八日までの間に死亡した者若しく
は昭和二十一年一月二十九日以後引続き琉球諸島政府職員とならな
かつた者又は琉球諸島政府職員となつた者で、昭和二十一年一月二十九
日以後死亡し若しくは琉球諸島政府職員でなくなつた者に対しては、
本法施行の日において適用される国家公務員等に対する死亡賜金又は
退職手当の支給に関する法令がその者に適用されていたものとして、
その死亡賜金又は退職手当の支給に関する法令の規定による死亡賜金

又は退職手当を支給する。但し、既に死亡賜金又は退職手当の支給を受けた者はこの限りでない。

前項の規定により支給すべき死亡賜金又は退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額額は、その者が昭和二十年二月二十八日から昭和二十一年一月二十八日までの間において最後に受けていた俸給月額を基礎とし、既に給与事由の発生したるものについてはこの法律施行の日、この法律施行の日以後において給与事由の発生するものについてはその日において施行されてゐる国家公務員の給与水準の改訂に関する法律の規定を適用して改訂した後の俸給月額とする。

琉球諸島政府職員となつた者で、昭和二十一年一月二十八日以前において恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者として在職してゐた者が恩給法及びこれに基く命令を適用する場合は、その者が琉球諸島民政府又はその機関の職員として在職する間、昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給（昭和二十三年七月一日以後においては当該俸給の額は国家公務員の給与水準の改訂に

伴う恩給額の改訂に關し定められた法令の規定による仮定俸給の額とする。を受けていたものとみなす。

昭和二十一年一月二十八日以前に死亡し又は退職した者、昭和二十一年一月二十八日以後引続き琉球諸島政府職員となつた者及び琉球諸島政府職員となつた者にして一時恩給を受くべきもの又はその者につき一時扶助料を受くべきものの一時恩給又は一時扶助料の基礎となる恩給額は、昭和二十一年一月二十八日以前に死亡し又は退職したものであるについてはその死亡又は退職の際受けていた俸給、その他の者については昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給をこの法律施行の日において施行される国家公務員の給与水準の改訂に関する法律の規定を適用して改訂した後の俸給月額とする。但し既に恩給又は一時扶助料を受けたるものはこの限りでない。

琉球諸島政府職員となつたものについては、その職員となつてゐる間、恩給法第五十九条の規定を適用しない。
この法律施行の際未帰還したる南西諸島官公署所屬職員については、本土又は南西諸島に帰還した後一ヶ月の期間が満了する日まで在官在職したものとす。
元沖繩県の県費負担の官吏、待遇官吏、有給吏員その他の職員

は、本法の規定による未払俸給、死亡賜金及び退職手当の支給に関し
ては、国家公務員に準ずることとし、その支給に關し必要な経費は国
庫が負担する。昭和二十一年一月二十八日以降引續き琉球諸島政府職
員となつた元鹿児島県の県費負担の官吏、待遇官吏その他の職員につ
きまた同。鹿児島県職員にして
才七条 昭和二十一年一月二十八日以降引續き琉球諸島政府職員となつ
たもの(才二条才二項の規定に該当するものを除く。)に關する恩給
の裁定は、恩給局長これを行い、その経費は国庫が負担する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日より施行する。
- 2 この法律施行の前日に、給与事由の生じた給与の時効は、この法律施行の日より起算する。

THE FOREIGN SERVICE OF THE
UNITED STATES OF AMERICA

American Embassy, Tokyo
May 21, 1953

No. 2205

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honour to refer to the memorandum of April 14, 1952, from the Diplomatic Section, SCAP, to the Ministry on the subject of establishment of Japanese Government Liaison Offices in the Ryukyu Islands and the Ministry's note of June 25 in reply thereto.

With reference to the fourth paragraph of the memorandum above mentioned, the Embassy proposes that the functions described below be undertaken by the Japanese Government Liaison Offices in the Ryukyu Islands:

- (1) To issue, renew and extend certificates of identify for residents of Japan traveling or temporarily residing in the Ryukyu Islands.
- (2) To accept and transmit to the Japanese Government applications for provisional entry clearances to Japan from foreign nationals and to deliver to such applicants the provisional entry clearances when received from the Japanese Government. To affix to the applicants' travel documents such clearances or certificates as may be required by Japanese immigration laws or regulations.
- (3) To furnish to the Japanese Government and to interested persons information regarding travel between the Ryukyu Islands and Japan.
- (4) To promote trade between the Ryukyu Islands and Japan, including the gathering and interchange of information of market conditions, currency exchange, customs controls and trade data generally. To assist in developing commercial contacts between residents of Japan and the Ryukyu Islands

and

- 2 -

and in expediting commercial transactions between the two areas.

(5) To assist in the development and operation of programs for student, national leader, cultural and educational exchange between the Ryukyu Islands and Japan; in particular, to assist each area in obtaining educational training facilities for students traveling to the other area and in facilitating travel and lodging arrangements for such persons.

(6) To gather and exchange between the Ryukyu Islands and Japan quarantine and health regulations data, information regarding epidemics and other health information relating to plants, animals and human beings.

(7) In coordination with the United States administration in the Ryukyu Islands, to take necessary measures relating to services to vessels of Japanese registry. To take similar measures as may be required in the case of aircraft of Japanese registry making landings in the Ryukyu Islands.

(8) To confer with the United States Administration in the Ryukyu Islands in matters concerning the arrest, detention and trial of residents of Japan temporarily in the Ryukyu Islands and concerning customs seizure or detention of goods transported from Japan.

(9) To assume responsibility for residents of Japan in the following categories, to take custody of their persons and effects when requested by the United States Administration and to arrange for the return of the persons and/or property to Japan:

(A) Ship-wrecked, removed, distressed or indigent seamen or travelers.

(B) Persons ordered deported or returned to Japan by a court of competent jurisdiction or by order of the United States Administration.

(C)

(C) Remains and personal effects of deceased residents of Japan whose deaths occur in the Ryukyu Islands.

(10) To gather necessary information, receive and transmit to the Japanese Government application forms and data and to carry out procedures relating to the following:

(A) Payment to residents of the Ryukyu Islands of pensions due them as former employees of the Japanese Government, as veterans of the military services or as surviving relatives of deceased pensioners or veterans.

(B) Settlement of claims against the Japanese Government by residents of the Ryukyu Islands in connection with Japanese postal savings accounts, bank deposits, securities or other evidences of indebtedness.

(11) When requested, to assist in obtaining from appropriate sources and to authenticate certificates relating to personal status and qualification, such as certificates of birth, marriage, death, graduation from educational institutions, admission to the practice of a profession or skill and similar matters.

(12) To arrange for the execution of any official program for the recovery and disposition, including the return to Japan, of the remains and personal belongings of Japanese war dead in the Ryukyu Islands.

(13) To advise Japanese firms and individuals doing business in the Ryukyu Islands, and such employees of those firms and individuals who are residents of Japan regarding provisions of Japan's labor and employee compensation laws as may be applicable.

For purposes of clarify the following definitions are applied by the Embassy to the terms used in the foregoing list of functions:

"Residents"

"Residents of Japan" shall mean Japanese nationals customarily residing in the Japanese islands north of 29° north latitude.

"Ryukyu Islands" shall comprise only the Nansai Shto or "South-western Islands" south of 29° north latitude and north of 24° north latitude, including the Daito Islands.

"Foreign Nationals" shall mean all persons other than those permanently residing in Japan or the Ryukyu Islands.

"Vessels of Japanese Registry" shall include all vessels flying the Japanese flag and registered with the Japanese Ministry of Transportation but shall not include any vessel with a home port in the Ryukyu Islands and registered with the United States Administration or the Government of the Ryukyu Islands.

Reference is made to the understanding between the Government of the United States and Japan, previously expressed in the exchange of notes on April 14 and June 25, 1952, that contacts between the Japanese Government Liaison Offices and the Government of the Ryukyu Islands or residents of the Ryukyu Islands, except on routine administrative matters involved in the execution performance of the above listed functions, shall be conducted through the office of the United States administration in the Ryukyu Islands to which the Japanese Government Liaison Offices are accredited. It is understood that any extension or substantial modification of the functions listed above shall be accomplished through additional exchanges of notes between the Embassy and the Ministry.

Confirmation of the concurrence by the Japanese Government in the foregoing proposals is hereby requested.

American Embassy,
Tokyo, May 21, 1953.

那第一三〇号

(亦付英文書翰)

昭和八年六月八日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長殿

漢航第一神祇丸返還に付して(終信)

標記に因りては去る五月二十七日付那第一三五号にて取敢えが中
報告を以て六月五日付を以て別添(字)の通り本件處理は當事
務所の職務範囲外であるとの理由に付交渉を拒否する旨
民政府より公式回答があった。

就而は乍遺憾本件の交渉は當事務所として打切らるるを
得ないを御了承願ひたい。

尚右回答第一項中 *Seven Months* 云々に付して直ちに電話で
抗議し尚本日(八日)覚書を以て民政府の注意を喚起し置くに付

総 理 府

これは民政府側の用語の不注意であらう本件が當事務所の職務
範囲外なりとなす民政府の決定には何等影響するものでは
ないと考へる。

第三項に於て堀川榮次郎は民政官に付して直訴することは一
應認めらるるので為念申し添へる。

次に既に高承の如く本件のみならず凡そ資産に關する限り
民政府に対する交渉は常に本件同様経過を辿つてゐるので

當事務所の性格規定に付し根本的な改正乃至修正を早急に
外交的に取極めざる限り昭和二十八年五月十六日付總南連那

第九十六号「南西諸島に抑留中の漢航第一善進丸の返還に
関する件」についても同様の結果となることをおそれるが兎に

再當るに碎ける心算で民政府に付し非公式に交渉する事とする。

28. 9. 15 録

那第一三九号

(添付英文覚書字一)

昭和二十八年六月九日

那覇日本政府南の連絡事務所長

南方連絡事務局長殿

連絡事務所職務範囲に関する件

昭和二十八年六月八日附那第一三〇号報告(漢船第一神祐丸返還
 について(終信))の通り連絡事務所職務範囲を規律すると稱する
 所謂「七項目」は六月六日民政府連絡官シユーマン中佐
 (Lt. Col. HAZEN C. SHOUWMAN) には「敢て電話を以て本官より所謂
 七項目書翰なるものは幽霊の如きものにて吾等はあつてその正体
 を見たることなし」民政府と雖もおそろしく(公文には右書翰を受領
 し居らざる)し。従つて連絡事務所は右項目によつてその職務範囲
 を規律せらるる理由なく六月五日附の民政府覚書はその儘

総 理 府

には「官方之を受理し難かる」とし注意を喚起した。
 常才之に於て同中佐は日本政府が右書翰を受領し居らざる
 是は之を認め且つ民政府は公式に右書翰を受領して居るとは
 言わなかつた。

「所謂七項目書翰」なるものは本官との非公式会談に於て
 民政府側で従来して「~~採用~~」したとあるが公文に顯わらな
 のは今回が最初である。よつて本件は事や、重要であると察して
 本官は六月八日附で別紙字の如く「日本政府も常連絡所も
 所謂七項目についてはかゝる通報を受けたることもなく又同意したる
 こともなし」と覚書を認め七月九日これを同連絡官に提出した。
 その際同連絡官は連絡事務所職務範囲拡張に関する日米会議
 の結果に基く米側より日本政府に宛てたる同意要求書を読み
 エ「現任の職務範囲と異なる」と述べたので本官は
 「本件会議はもとく 職務範囲を拡張する目的を以て開催

またたものであり本官もこの第一回会議に参加してその空気は
知る。本会議の所産が現任と変りない訳はない。現に伝染病
関係情報取扱いの如き明らかに範囲の拡張がある」と述べた
ところ先方も之を承認した。

本官が右の如くやう躍起となり過ぎると思ふ位本件は熱心なのは
元来職務範囲の拡張は日本政府の政策であるのに反しシエーミン
中は従来から職務範囲を拡大論者であることを本官が承
知しているからである。

従前の例よりみて明らかに通り民政府側は國縣有財産の處理
旧鉱業及び押収船舶の返還等財産に関する事項に対し
ては當事務所の介入を極度に嫌うのであるが當方としては
財産こそ公明正大に處理せらるべき筋合のもので之に當事務所
が関与し得ないのは大まな苦痛であり又本工側関係者からみ
た場合連絡事務所の存在価値を疑わしむることになると考へるから

総 理 府

前記米側の同意要求書に対し一回答せられる場合にはこの案
御考慮を煩わすたい。

尚連絡官との前記応酬は現状のところでは單に「七項目」なる
用語の不當を論じたものに過ぎない。

以上

本起草譯書後本具十日民政府より九日附で當方の抗議に対し
別紙(字)のような覚書を受領した。

併し「たから第二項は省みて他を言うものである。」
第三(神社)の取扱については第三項により御検討願うたい。

28.7.15 受取

三十八年六月十三日付

今成所長より石井局長宛書翰の一部

押收船舶返還要求は既報の通り内政府が受け付けません。
元英國船の件も同様です。當事務所の職務範囲拡張
に關する米大使館宛の書翰を見ても、後者の「生命、
身体、財産、利益の保護」の項目があり、その人は失望の
身

総
理
府

	發信用	執務用	
主信	1	1	2
附屬	甲	1 (2022年5月)	
	乙		
	丙		
	丁		
備考			

整

公文書案	先付送写	受人信受	管主	文書課發送日
	件名	名	任	日
外務省	レキシアウ大佐より、 別添のとり、 前那覇	レキシアウ大佐 からの書信に関する件。	南才連、 事務初馬、 長	第一課長 了り、 五、 五、 五、
	今般、 米極東軍、 沖縄、 エンジニア、 テストリクト	レキシアウ大佐	外務省了り、 初馬、 長	昭和29年5月11日 起草
	名件録記	名人信發	淨書	正校(原稿) (浄書)
	14	135	あり	あり

文書課長

別紙

29.5.11

日本政府南方連絡事務局印長 今城登の沖縄
在勤に因り、感謝の意を、別添写(一)と
あり、半信を以て返信を以てお返し。
右の如き存じます。

公 信 案

外 務 省

別紙添付

重五第三三七号

昭和二十九年五月十四日

外務省アジア局長

南方連絡事務局長 殿

レンシアウ大佐からの書信に関する件

今般米極東軍沖繩エンデニア・デイストリクト・レンシアウ大
佐より、別添写(一)のとおり、前那覇日本政府南方連絡事務所長今
城登の沖繩在勤に因り、感謝があつたので、別添写(二)のとおり、半
公信をもつて返信を出しておいた。
右御参考まで。

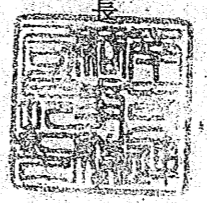
外 務 省

アジア局長
第一課長
第五課長
主席事務官
29.5.10
340
南方班

総南連第三一二号

昭和二十九年五月七日

総理府南方連絡事務局長



外務省アジア局長 殿

件 琉球諸島米国民政府主席民政官の那羅連絡事務所訪問に関する
琉球諸島米国民政府主席民政官プロムリイ准将は、予め那羅連絡事
務所長の都合を問合せたうえ、四月二十二日午後副官山城中尉を帯同
して同所長を公式に訪問した。
主席民政官の公式所長訪問は今回が初めてであるが、特別の用務を
帯びた訪問ではなく、石出所長兼任の挨拶に対する答礼であつたよう

総理府

である。
会談の席上プロムリイ准将は石出所長に対し、一琉球今日の事態は
日米双方官辺の提携をとり解決すべきものが甚だ多いので、我々両者の
の連繫を緊密化する必要がある、かゝる意味合からも我々の当面する
諸問題については今後一層隔意ない協力を通じてその解決に努めたい
と思う」と語つた由であるが、従来沖縄に関するあらゆる問題は米國
が独力をもつて処理していかうとしていた態度が近時日本政府の協力
を得るといふ方向に変わりつゝあつた折、今回すゝんでわが方の協力を
求めてきた点注目すべきものと思われるので、御参考までに連絡する
なお、また沖縄に対する米側の復興及び民生計畫についても同准将
は語つているが、その詳細については別紙那羅連絡事務所長からの報
告を御参照願いたい。



那第二三三号

昭和二十九年四月二十四日

那羅日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務所長 殿

首席民政官当事務所来訪の件

琉球首席民政官ブロームリー准将は予め当方の都合を問合せた上、四月二十二日午後副官帯同当事務所を来訪し約三十分会談の上辞去した。

首席民政官の事務所訪問は「我方のリセプション招待に応じた場合は別とし」過去に於て前例がないので、応待警頭本官から「遠からず本国へ御栄転と聞いて居たが、本日の御来訪は御暇乞の意味なりや」と訊ねたのに対し、「一さにあらず、過日貴官御着任につき御

総 理 府

挨拶があつたので、その答礼の為である。尚、琉球今日の事態は日米双方官辺の提携をとり解決すべきものが甚だ多いので、我々両者の連繫を緊密化する必要があり、かかる意味合からも我々の当面する諸問題については今後一層隔意ない協力を進めてその解決を力めたいと思う。自分の本国転任は五月末後任ジョンソン准将の来着を待ち事務引継の上、六月十日頃離任の予定である」と語つた

次いで幹部職員紹介の後再び会談に移り、当方より「当地御在任中勿論種々の困難乃至御苦心はありたると見るも、自分の企畫、設計を実行に移し、無の状態より有を創造せられたのは異常の御経験であつて御本懐のことと察する」旨を述べたのに対し、同准将は琉球に対する米側の復興及民生計畫として、

- 1、道路及港湾施設改善（那羅、同港補助港及軍港の整備）
- 2、八重山群島開港及入植（之により沖縄本島の過剰人口をも緩和する構想であつて目下マラリヤの壊滅措置を講じている）

- 3、黒糖増産及輸出計畫
 - 4、那覇市貧民窟一掃計畫
 - 5、学校々舎新築三年計畫
 - 6、琉球大学工、医、法各科を拡張（日米に留学中の給費生が順次帰琉して後進の養成に当る）
- 等を列挙したので、当方から琉球への経済的自主性を質したところ島民はガリオア低金利融資により軍側直接の指導なくして水道、娯楽等公益事業の自己経済に充分の実力を示したる外、公共施設の建設管理にも幾多の実績を挙げて居るので悲観の要ないと考えていると答えた。
- 尚、右訪問に付ては予め軍側では予定を発表したので地方新聞も之に関する記事を掲載した。
- （添付四月二十三日付沖繩朝日）

総
理
府

「ヨ来たに禮答」 訪問連南の初將准

日本政府南方連絡事務所には、一昨年の事務所開所以来未だ一度も米軍高官の訪問がなかつたが、ブラムリー首席民政官はきのう午後三時十五分副官山城中尉帯同、南連を訪れ、石出所長と約三十分互り雑談を交した。

さき頃から轉任を噂されていただけに「ワサワサ」云々の石出所長の間に対し、あなたへの敬礼にきたのだ」と和やかに微笑しつつ次のような思ひ出話をした。

△当沖繩は米軍駐留以來、いろいろ面で復興をみているが、これからも解決しなければならぬ問題は山積しており、日本側政府が手を取りあつてやつていかねばならない。

△貿易促進のため那覇港を補修拡大し又泊にも立派な港を作つた、道路をつくり、校舎を建てると、又那覇の市内も美しく復興させたものだ。このように何もない所に物を作り出すことは非常に苦勞するね。

△沖繩の人口問題解消には移民が先決問題であり、西表島のマラヤを撲滅し八重山移民を促進せしめたい。

△又沖繩人に開発とか経済的な進展の機会を興えたい。そのために工料、医科、法料等を發給する必要があり、日本及び米國に相当数の学生を留學させている、彼等が帰國すれば後進の育成に大いに役立つだろうね。

△轉任出発は六月十日頃になるだろう、後任のジョンソン准將の來島が五月の暮頃であり事務引継ぎやらで予定よりおくれたなお同准將の新任地はケンタッキー州とのことだ。

昭和廿九年四月廿日

沖繩新聞 新聞部 裁

May 11, 1954.

Dear Colonel Renshaw:

In acknowledging, with thanks, the receipt of your letter of April 30, 1954, regarding the services of Mr. Noboru Imajo, I wish to share your commendation for his excellent services rendered during his tenure of office in Okinawa. He has recently been appointed consul in Portland, Oregon, and I am sure he will promote friendly relationships with the American people in his new assignment.

I wish to add that his post in Okinawa has been taken over by Mr. Mizuho Ishide, who, I hope, will cooperate with your District in the same manner as was done by his predecessor.

Sincerely yours,

Akira Matsui
Deputy Vice-Minister

Colonel Clarence Renshaw
District Engineer
Okinawa Engineer District
APO 331 c/o Post Master,
San Francisco.

UNITED STATES ARMY FORCES, FAR EAST
OFFICE OF THE DISTRICT ENGINEER
OKINAWA ENGINEER DISTRICT
APO 331, C/O POSTMASTER
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA

30 April 1954

OEDVY

Foreign Office
Japanese Government
Uchisaiwai-cho
Chiyoda-Ku
Tokyo, Japan

Gentlemen:

I would like to take this opportunity to express to your office my appreciation for the services rendered by Mr. Noboru Imajo. Throughout the entire period during which Mr. Imajo was stationed on Okinawa his consistently friendly and helpful manner and his cooperation with this District have made a favorable impression on all the officials of the District who had occasion to deal with Mr. Imajo.

I am sure that Mr. Imajo will continue to render excellent service for your government in his next assignment.

Very truly yours,

Clarence Renshaw
CLARENCE HENSHAW
Colonel, CE
District Engineer

RECEIVED
APR 30 1954
THE DISTRICT ENGINEER

RECEIVED
MAY 1 1954

DISPATCHED

29.5.-6
209

Handwritten notes and stamps in Japanese, including "アシア局長" (Asiatic Bureau Chief), "Foreign Office Japanese Government", and "主務課" (Main Office). There are also several circular stamps and a signature.

29.5.-6

第52号

主信	發信用	執務用
附甲		
乙		
丙		
丁		
備考		

公文書案	件名	先付送写	受人名	主管	文書課發送日
	11	11	77	ア ソ ソ ソ	
外務省	件名	先付送写	受人名	主管	文書課發送日
	今頃此等の沖縄にあたる勤務に謝意を述べ、表謝に	先付送写	Cit. Clarence Penckens District Engineers, Okinawa Engineer District	昭和二十九年五月拾一日 附	昭和二十九年五月拾一日
	件名	先付送写	受人名	主管	文書課發送日
	副紙のとおり				

文書課長

昭和二十九年五月拾一日

昭和二十九年五月拾一日

昭和二十九年五月拾一日

昭和二十九年五月拾一日

11 77

8/19(-)

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Deputy Governor
APO 719

8 April 1954

Mr. Michinori Ishii
Chief, Nanpo Liaison Bureau
Office of Prime Minister
5-Banchi, Sannen Cho, Chiyoda Ku
Tokyo, Japan

Dear Mr. Ishii:

Upon the departure of Mr. Noboru Imajo, Chief of the Japanese Government Nanpo Liaison Office at Naha, I hope that it is appropriate to express my sincerest appreciation for the able and competent assistance which Mr. Imajo invariably gave to me as the Civil Administrator.

I am certain that Mr. Imajo has helped to further the always pleasant relations between the Liaison Office and the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, and always expressed clearly the official positions of the Japanese Government in the many conferences and written requests concerning matters in the Ryukyu Islands. It has, indeed, been a pleasure to have been associated with Mr. Imajo and I trust that this expression of good will will be taken in the spirit in which it is offered.

Always with best wishes, I am

Sincerely,

CHARLES V. BROMLEY
Brig Gen USA
Civil Administrator

8/19(-)

15 April 1954

Charles V. Bromley
Brig. Gen. USA
Civil Administrator

Dear Brig. Gen. Bromley:

I have received your letter, dated 8 April, with a great pleasure. Thank you very much for your hearty cooperation which you have given to Mr. Noboru Imajo, the former Chief of the Nanpo Liaison Office at Naha.

It is a great pleasure for me to see that various problems that lay between the mainland of Japan and Okinawa have been solved one after another by the good will and assistance of you and your staff. I believe that it has contributed greatly for the promotion of friendly relation between the United States of America and Japan.

I hope your constant cooperation and assistance be extended to Mr. Mizuho Ishide, the new Chief of the office, just as you have done, up to now.

I am sure that Mr. M. Ishide will be a good friend of yours and will cooperate with you.

Yours Sincerely,

Michinori Ishii
Director, Nanpo Liaison Bureau,
Office of Prime Minister,
5-Banchi, Sannen-cho, Chiyoda-ku,
Tokyo, Japan.

October 18, 1955.

Dear Mr. Steeves:

I wish to introduce to you Mr. Seizo Takashima, a new chief of the Nanpo Liaison Office in Naha.

Mr. S. Takashima is a graduate of the Tokyo Imperial University and served in the Foreign Office, Japanese Embassy in Thailand and Economic Stabilization Board. From my personal experience in working with him, I know of his straightforward nature and broad outlook on problems.

I hope you will have occasions for making free and frank exchange of views with him on various problems involving the Ryukyu Islands, and it will be highly appreciated if you would be good enough to accord facilities for the smooth performance of his functions.

Wishing you the best of health and success, I am,

Yours sincerely,

Toru Nakagawa
Director,
Asian Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

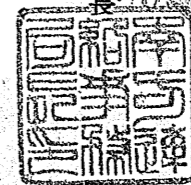
Mr. John M. Steeves
U.S. Consul General,
Naha.

アジア局第 課長
ロムリー主席民政官からの書信に関する件
今般琉球諸島米国民政府主席民政官ブロムリー准将より別紙写(一)の
とおり、前那羅日本政府南方連絡事務所長今城登の沖繩在勤中の協力
に關し表謝があつたので、別紙写(二)のとおり、半公信をもつて返信を
出したから、御参考までにお知らせする。

外務省アジア局長 殿

総南連第三五一号
昭和二十九年五月二十四日

總理府南方連絡事務局



29.5.27



總理府

アジア局長
第五課
事務事務官
南方班

第四課長



アジア局長

次

長

第一課長

南方

総南連第二八一号

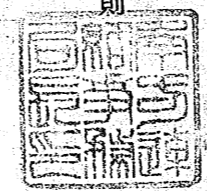
昭和三十一年四月五日

総理府南方連絡事務局長 石井 通則

外務省アジア局長 中川 融 殿

高島事務官の出張依頼に関する件

那覇日本政府南方連絡事務所長総理府事務官兼外務事務官高島省三は東南アジアと琉球間の各種関係を調査視察する目的を以つて香港、カンボジア、タイ、ビルマへ出張を希望し出張願を提出しているが、右は当局の業務執行の上にも資するところ大であると思われ、可能であれば許可方よろしく取り計らい願いたい。



回覧番号
ア- 52

総理府

アジア局長

第一課長

昭和三十一年四月二日

在那覇日本政府南方連絡事務所長

總理府事務官

兼外務事務官

高

島

省

三

外務省中川アジア局長 殿

香港、カンボジア、タイ、ビルマ出張願

在琉球米民政府、琉球政府並びに同民間諸団体は最近東南アジアとの接近に非常な熱意を示し、特に香港に対しては昨年十月以降三回に互り視察団を送り香港上りの輸入振興を図り又タイ、ビルマに對しては経済局貿易課長を本年初め派遣して米の買付け、輸出入市場の開拓に努めしめる外、ビルマには緬琉合弁の水産会社を設立して既に琉球漁民の送り込みを開始しており、又カンボジアに就ても

總理府

農業移民の進出を期待して直接打診を試みると共に、日本、カンボジア間の移民協定実施に際し同計画枠内への琉球移民の繰込みを南方連絡事務所を通じ日本政府に斡旋方依頼越しているが、上記の如き琉球官民の動きは一面においては深刻な琉球の人口過剰問題に何等かの血路を見出さんとする必要に出でたものであると共に、一面においては一方的な対日経済依存より可及的に脱却せんとする意図を含んでおり、日本政府側の施策ともその将来の展開を深く注目する要ありと懸料されるので、標記各地域と琉球との間の従前の各種工作の実情、その成果、並びに今後の発展性如何等を実地調査、視察する目的を以つて左記の通り出張致したので御許可ありたく御願ひする。

記

出張先 香港、カンボジア、タイ、ビルマ

出張期間 四月十五日より二週間

アジア局
31.4.3
第一課

支那
31.4.-3
082

南方班

回覧番号
ア非 17

概費
30万円

出張目的

前記各地域と琉球間の

- (イ) 従前の政治、経済、文化的交流関係調査
- (ロ) 現在行はれてゐる相互間の交渉事実の調査
- (ハ) 琉球在留民の実情の調査視察
- (ニ) 移民送出の可能性、相互間貿易の将来性の調査
- (ホ) 其の他特に琉球側の立場より見たる各地域の一般的社会的、文化的、経済的状况の視察

総
理
府

MEMORANDUM FOR: THE CIVIL ADMINISTRATOR

SUBJECT : Application for Release of Land for
Official Use of Japanese Government

JGLO No. 14/H

17 January 1956

1. The ground-lot and two buildings which are now used by the Japanese Government as its liaison office at Naha, Okinawa, are owned by the Nippon Kangyo Ginko (Hypothec Bank of Japan); a part of the site will be requisitioned by the Naha municipal authorities in order to carry out their city plan; and, according to architectural experts who have made investigations, the said buildings have already become superannuated to such an extent that an accident may happen some time in the future. The buildings suffered serious damages by the bombing at the last war, were repaired later by the U.S. armed forces for their provisional use, and have been used up to the present by the Japanese Government since August 1953.

2. In these circumstances, the Japanese Government is in pressing need of getting a ground-lot in any other place to build a new office, and is now making an estimate. A lot of about 3,000 tsubo (106,749.60 sq.ft.) is needed as a building site. As the most of Japan's national and Okinawa prefectural lands, which are kept in custody by the USCAR, are leased, it is difficult for the Japanese Government to get a proper ground-lot which is well located and wide enough to construct an office and its annexed buildings.

3. The former Okinawa prefectural land, as shown in the attached papers, are considered to be comparatively suited for the above-mentioned purposes.

4. Therefore, it is cordially requested that the USCAR be so kind as to release from custody the ground-lots, listed in the attached paper, for the use of the Japanese Government, and, if impossible to release the lots, to use the USCAR's good offices in obtaining a

substitute lot with an area enough for the construction of an office and other buildings.

Seizo Takashima,
Chief, Japanese Government
Liaison Office, Naha

Encl:

1. List of lots applied for release
2. Sketch showing their location

1. List of Lots Applied for Their Release

<u>Location of lot</u>	<u>Area in tsubo</u>	<u>Remark</u>
#30, Higashi-machi 3-chome	778.01 (27,684.08 sq.ft.)	Lot with no buildings thereon
#31, " " "	31.71 (1,128.34 sq.ft.)	"
#32, " " "	499.04 (17,757.44 sq.ft.)	"
#34, " " "	88.08 (3,134.16 sq.ft.)	"
#1, Higashi-mach 5-chome	337.41 (12,006.12 sq.ft.)	"
#2, " " "	1,690.85 (60,165.85 sq.ft.)	"
#3, " " "	2,730.36 (97,154.94 sq.ft.)	"
Total	6,155.46 (219,085.83 sq.ft.)	

Note:

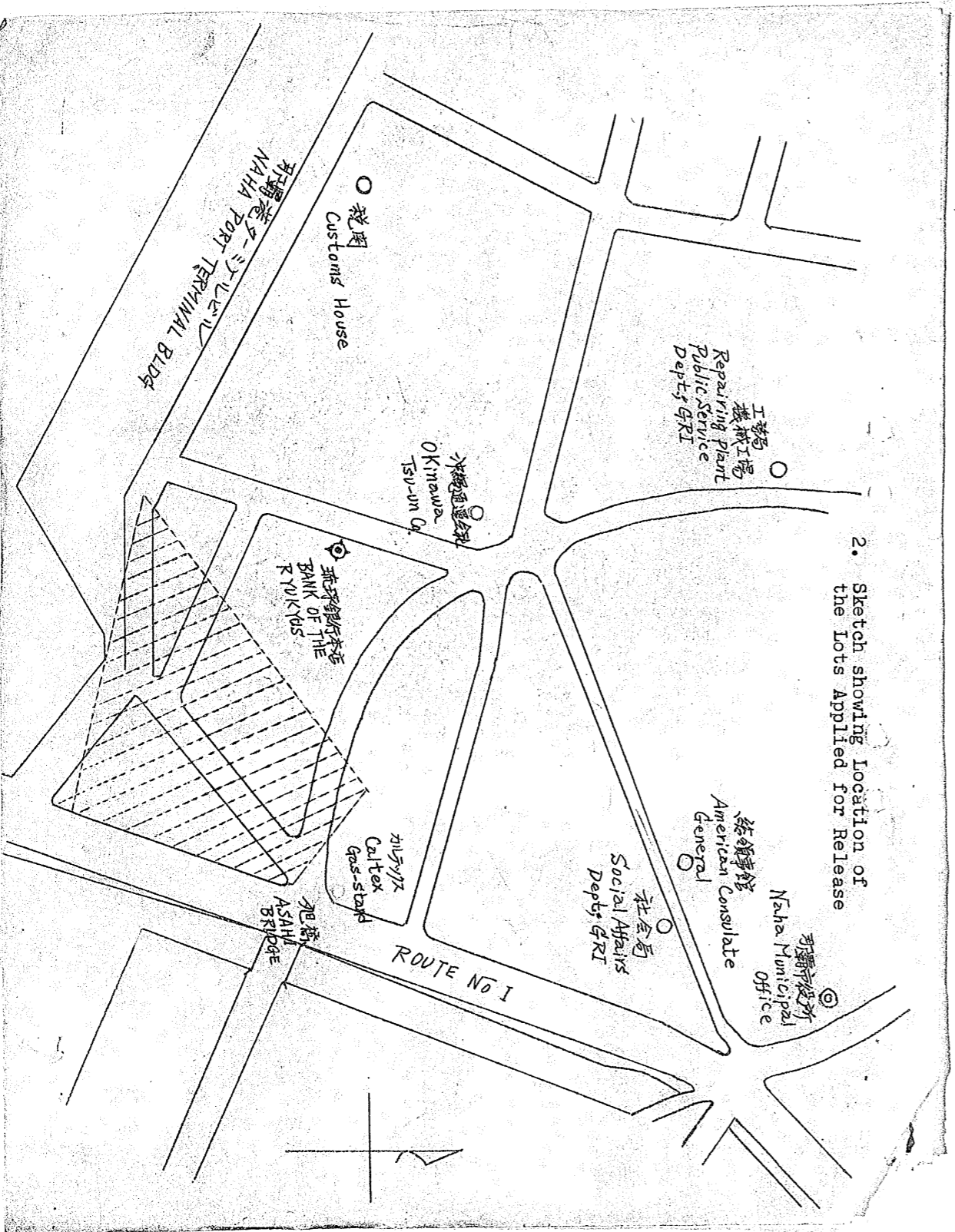
4,308.82 tsubo (153,321.60 sq.ft.) is left when 30% of the above total is taken away under City-Planning law of the Ryukyus.

Of the above-mentioned 4,308.82 tsubo,

about 1,000 tsubo (35,583.20 sq.ft.) is a site for the Office and its annexed buildings;

about 2,000 tsubo (71,166.40 sq.ft.) is a site for the official residences of the Chief, Deputy Chief, and other personnel of the JGLO; and the rest is a site for the JGLO personnel's recreation facilities.

2. Sketch showing Location of the Lots Applied for Release



那第三三号

昭和三十一年一月十七日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

事務所建築用地確保に関する件

那覇連絡事務所建築用地の選定に關しては客年十二月八日付那第一五〇号を以て那覇市長当間重剛宛建設用地の斡旋方依頼の件報告済みであるが、該地は凡べて私有地であり現在のところ各所有者の意嚮も判明せず確実に入手出来るとは保証できない状況であるのみならず仮りに右が実現するとしても直ちに交換地等の必要も生ずべきにつき万全の方途を策する意味から第二段の対策として嘗つて米側に於いて使用していた東町所在旧沖繩県有地六一五五坪余の確

総 理 府

保の必要を痛感し、一月十七日バイジャー民政官と会談別紙の通り当事務所建設用地として該土地の米側による管理解除方を申請した民政官は特に検討してみるとの意見であつたが沖繩特に那覇近郊所在の国有地及び旧沖繩県有地は終戦後今日迄の間に米側に於て直接使用しているものの外は米側管理の許に逐次政府機関及び民間に殆んど貸与され、相当面積に確保できるものは前記東町所在の土地のみで、勿論該当地を以つて事務所建設用地とはなし得ないが万止むを得ざる場合には右地区を建設敷地とする事とし出来得れば他の好適地を交換する含みを以つて極力これが確保に努力したい方針であるので右事情御諒承されたい。

尙本件は予算との関係もあり、又旧沖繩県有財産処理の上から大蔵省に於ても関心あるべき事項と考えられるので御所見に依り前記の旨大蔵省に連絡ありたく又集団面積として入手可能視される土地は前記以外には皆無につきこれが日本政府への解除方に關しては本

局並に外務省筋からも側面的に米側關係機關へ推進方を煩わした
以上

總
理
府

那第一八四号

昭和三十一年三月二十六日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長

殿

当事務所建設用地に関する件

標記の件に關しては、すでに報告の如く、USOARに申し入れ中のところ、三月二十三日、フライマス、本官を来訪、別紙のとおり回答文を持参した。

内容は仮訳文記載の如く、円曲に当方の申し入れを拒否したものであるが、その際フライマスは口頭で説明して、右回答は終局的回答ではなく、他に適地を申し出られればUSOARとしては喜んで検討する用意があるのでUSOARの土地課とも連絡の上、希望地を再申し入れされたいと述べたので本官より、本局とも協議の上右処置を取るつもりであるから、その際は極力援助ありたいと要望しておいた。

総 理 府

尚、新候補地の選定については那覇市側とも種々打ち合せ中であるが、この善後処置方は本官上京の節詳細協議する予定である。

「做」

拜答

貴官提案に係る建築物用地割当に関する一九五六年一月十日
 附メモランダムに關し、残念下り当民政府は貴官の考慮する地
 域は此の度入手出来た旨回答致します。那覇市の目下の計
 畫では此の土地を約十二の区分に等分し、又その場合に於ける
 土地調整を生ずる種々問題はこれまでに解決を見るに至つて
 居りません。これに先立って与された琉球政府の申請は此の土地
 が目論まれるかも知れは、全面的な経済上の目的と云う点から最
 高度の利用を考慮するに至りしめされた。これは那覇のうちに最
 最も高い価値のある地域なからてあります。現在の諸計畫は港
 灣施設と関連し商業用に右土地を利用する為めであつます。
 当民政府の管理下に於る那覇の土地を再検討して見らる貴
 官が要求するべきもの、且つ目下貴官に割当てた千五百五拾歩坪
 より他に適當な位地がある入手可能の土地を見出す事が出来
 ないてあります。那覇市は泊地区に大きな土地を持って居り、琉
 政は照会して見る価値のある相當の埋立地を北港 (North Port)
 に持つて居ります。

*
現在の使用地

総 理 府

此の特別の土地に關して貴官が御用立て出来た事と
 遺憾に思召すか若し当民政府が貴官に与え得る如何なる
 援助も他にありましたら何卒躊躇無く要求せられませう様。

敬 具

一九五六年三月二二日

日本政府南方連絡事務局
 高 島 省 三 殿

南運さびる九周年

那覇日本府南運事務所は、十三日、創設九周年を迎え、職員、令嬢、事務官、大工、...

算すとこれ九周年に、平均五百三十万の資金が、...

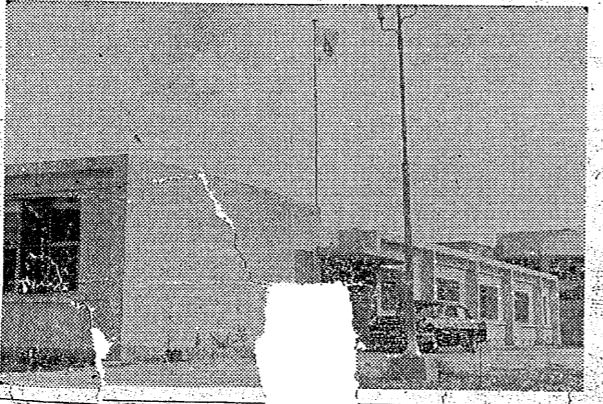
住民福祉に大きな貢献

取り扱い金額四千七百万

さらに事務所強化の動き

これまでの歩み
昨年度は四十七年、同事務所別立の九五三から、...

住民福祉に大きな貢献
取り扱い金額四千七百万
さらに事務所強化の動き
日本が漸く独立回復に向き、...



創立九周年を迎えた時の、...

は日本共同委員も満足すれば、加えられるを希望して、...

職発第 934 号

昭和36年9月15日

都道府県知事 殿

労働省職業安定局長

琉球地区新規学校卒業者等の職業紹介について

琉球地区新規学校卒業者等の就職あつせんについては、従来より種々御高配を煩わしているところであるが、今般、これらの者の職業紹介に関する連絡業務について琉球政府労働局及び総理府特別地域連絡局と協議の結果別添「琉球地区新規学校卒業者職業紹介連絡業務取扱要領」によることと致したので、下記事項に御留意のうえ、これが取扱いに遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

1 一般求人の取扱いについて

別添「琉球地区新規学校卒業者職業紹介連絡業務取扱要領」(以下「要領」という)は、新規学校卒業者を対象とする求人のみならず、一般求職者を対象とする求人をも含めるものとす

る。ただし、一般求人を琉球政府あて連絡する場合は、「要領」IIの4のロの手続きを、年間を通じて行なうこととする。

2 渡航旅費に関する取扱いについて

本土に就職するために要する渡航旅費に関する手続きについては、職業安定機関が正規に取扱つたもののみとし、それ以外のものについては、原則として取扱わない方針とする。

なお、これが取扱いについては、昭和35年6月24日職発第593号「沖縄における新規学校卒業者の職業紹介について」通達記の3によることとするが、これが詳細については、別途指示する予定である。

琉球地区新規学校卒業生職業紹介連絡業務
取扱要領

職 業 安 定 局

I 趣旨

琉球地区における新規学校卒業生の就職は、同地の産業、労働事情等よりみて、極めて困難な状況にあるが、特にこれら新規学校卒業生のうち、本土に就職を希望する者については、本土並びに琉球地区職業安定機関が緊密な連絡をとり、その就職を促進し、将来の生活の安定を図ることが必要である。

II 業務内容

琉球地区新規学校卒業生を本土に就職させるための本土並びに琉球地区職業安定機関の行なう職業紹介業務は、中学校、高等学校卒業生を問わず基本的には本土における新規学校卒業生の職業紹介の基本方針及び「新規学校卒業生需給調整要領」に基づいて実施することとするが、特に、この連絡業務については、総理府特別地域連絡局、同南方連絡事務所との関係もあるので、以下の諸点については必ずこの要領に従って実施すること。

(1) 基本方針及び年間計画の取扱い。

新規学校卒業生の職業紹介基本方針及び年間計画については、琉球政府職業安定機関においても、本土に就職希望を有する求職者の取扱いについて、本土職業安定機関の業務運営方針に則

応した年間計画によつて実施するものとする。

(2) 求職者の把握

琉球政府職業安定機関は、本土に就職することを希望する者の状況について本土の職業安定機関と同様の方法で、調査、把握し、所定の期日までに労働省に連絡するものとする。

ただし、求職状況に関し、本土職業安定機関が電話又は電報による労働省への報告はその必要がないが、求職状況調の正文は、各期需給調整会議当日労働省に提出するものとする。

(3) 求人の取扱

本土職業安定機関が琉球地区新規学校卒業者を対象として求人を出発する場合の求人の選定及び求人の連絡方法は次のとおりとする。

(1) 求人の選定

琉球地区新規学校卒業者を対象とする求人の選定に当つては、本土職業安定機関における未充足求人对策という狭い観点にとらわれることなく、本人の有する能力及び希望条件に合致し、かつ受入後及び将来の生活の安定を図るに最も適した求人を選定すること。

特に労働条件については「新規学校卒業生対象求人条件指導基準」に基づき、充分指導するとともに、この基準に合致した求人を選定すること。

(2) 作業内容の周知

琉球地区に連絡を希望する求人については、琉球地区職業安定機関又は学校における職業相談の充実を図るため求人職種の詳細を作業内容について求人者からの事情聴取により説明書を作成し、求人票副本に添付すること。なおこの場合「職務解説書」「職業小辞典」等の参考資料の活用をはかること。

(3) 求人連絡の方法

琉球地区に対する求人の連絡は、中学、高校求人を問わず、求人票副本に求人一覧表（従前指示した様式による）2部を作成して次の方法により連絡すること。

(1) 全国需給調整会議の開催される期間中に受け付けられた求人（10月末日まで）については、需給調整要領に従い求人票副本及び求人一覧表を需給調整会議に持参すること。

求人票副本及び求人一覧表を労働省に提出し、審査を受けた後求人票副本を琉球政府担当官に手交すること。求人一覧

表は労働省に、部、琉球政府東京事務所、部控とする。

(4) 全国需給調整会議の開催期間後に受けつけられた求人（
/ / 月 / 日以降）については、各月 / 日 / / 日 2 / 日 の 3
回にわけて求人票副本をとりまとめ、求人一覧表とともに
労働省に提出すること。

求人票副本及び求人一覧表の送付を受けた労働省は求人
条件を審査のうえ、適当と認めるものについて各月 / 日 / /
日 2 / 日 の 3 回にまとめ、琉球政府東京事務所を経由して
琉球政府労働局に送付するものとする。

（求人一覧表の取扱は(4)と同じ）

なお、労働省を経由せずして直接琉球政府職業安定機関
又は学校に連絡された求人については、琉球政府職業安定
機関は、労働省を通じて直ちに返戻するものとする。

(5) 選考

採用決定のための選考は原則として琉球政府職業安定機関
が求人者の委託をうけて行なうものとする。

したがって求人者による現地選考は労働省が、総理府、同
南方連絡事務所及び琉球政府と協議のうえ、特に必要と認め
られるものに限ることとする。なお、職業安定機関以外の者

に対する委託選考は一切認めないこととする。

(6) 紹介見込通報及び選考結果について

連絡求人に対する紹介見込通報及び応募書類又は選考結果に
ついては、琉球政府より直接関係都道府県に文書又は電報によ
つて通報連絡するものとする。

(7) 現地説明について

連絡された求人に対する内容を説明するため、求人者が現地
に出張する場合は、上記(4)後段に示す協議を必要とするため本
土職業安定機関は、下記事項を記載した申請書（正 / 部、副 2
部）を求人者より徴して都道府県を経由し、労働省（職業安定
局）あて提出するものとする。（様式は任意とする）

イ 現地説明を必要とする求人者又は団体の住所、名称及び代
表者名

ロ 現地説明に出張する者の氏名及びその者の所属役職名

ハ 現地説明に要する期間

ニ その他参考となるべき事項

ホ 管轄公共職業安定所及び都道府県職業安定主管部長の現地
説明を必要とするか否かについての意見

上記の申請書を受理した労働省は総理府、同南方連絡事務所及び

琉球政府と協議して、その結果を都道府県に対し、文書又は電話により連絡するものとする。

なお、以上の手続を経ない現地説明等については、琉球政府職業安定機関及び学校は一切これに協力することなく、又、この行為が、琉球政府職業安定法に照して必要であると認められた場合には、所要の指導又は制限を加えられるものであること。

次官
官房長
SEP. 16. 1964

人事課長
業平課長
極秘

在沖繩南連所長にたいして

(R239.9.15)
P×110局長

9月15日午後4時30分 サレン米大使

館参事 竹内さま訪、次の通り述べた。

先般、ワトソン高年参事長が赴任の

際、姓名大旨と令漢せり。今度、

南連所長の意見も聞き、任務遂行

の万全を期し、と述べた。これは

御承知と思ふが、聞くと、ころに

よ、よ、藤田所長は近く交替

されることである。在任の人選

は勿論、日本側の問題であるが、

ワトソンの首記の言は、それは

は実際に実行して行きたい意向

であるが、このことは日本側に

おいて心に留めておいて下さ

ることを述べた。

これに対し、竹内より本側意向

を周知し、と述べた。